

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）
分担研究報告書

注文者等向け調査研究

研究分担者 和田裕雄 順天堂大学大学院医学研究科 教授

研究要旨

本研究は、厚生労働省が令和6年5月28日に策定した「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」の背景を踏まえ、個人事業者等（労働者を使用しない事業者および中小企業の事業主・役員）の健康管理の実態を明らかにし、今後の労働衛生施策に資する基礎資料を得ることを目的とするものである。特に、本研究では、個人事業者等に業務を発注する注文者等による労働衛生管理の実態に着目した。

作成した調査票は、本研究の目的に即して新たに作成し、厚生労働省担当者、研究代表者、研究分担者および調査会社との協議を重ねて内容の妥当性を確保した。

調査は、注文者等(全業種を概ね網羅する形で1,000社)を対象とした郵送による質問紙調査として実施し、現在回収作業が進行中である。

＜研究協力者＞

伊藤 弘明
順天堂大学医学部

久保田 章乃
順天堂大学医学部

A.研究の目的

厚生労働省は、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書（令和5年10月）を受けて、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定した（令和6年5月28日）。

本研究では、個人事業者等（事業を行う者のうち労働者を使用しない者及び中小企業の事業主または役員）の健康管理の実態を明らかにし、今後の労働衛生施策に活用することを目的とした。本調査では、特に個人事業者等に仕事を発注する注文者等による労働衛生管理に着目した。

B.研究の対象と方法

注文者等に対する郵送による質問紙調査を実施した。送付先は、個人事業者等に関わりがあるものとした。

1) 送付先リスト作成

フリーランス、個人事業者等の募集サイトより抽出し、全業種を概ね網羅する形で1,000社のリストを作成した。

2) 調査票作成

本研究の目的に即して新たに作成し、厚生労働省担当者、研究代表者、研究分担者および調査会社との協議を重ねて内容の妥当性を確保した。

3) 調査実施

郵送による質問紙調査として実施し、現在回収作業が進行中である。

C.研究結果

なし

D.考察 E.結論

なし

F.研究発表

なし

G.知的財産権の出願・登録状況

- 1.特許取得
- 2.実用新案登録
- 3.その他

1・2・3 ともに該当事項なし

厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業
個人事業者等の健康管理に関する実態把握に資する研究
へのご協力をお願い(調査依頼書)

このたび、厚生労働科学研究費補助金による労働安全衛生総合研究事業として、「個人事業者等の健康管理に関する実態把握に資する研究」(25JA0301、代表 横山和仁・国際医療福祉大学大学院教授)を実施することになりました。以下は、個人事業者等(事業を行う方のうち労働者を使用しない方及び中小企業の事業主又は役員)の健康管理の実態に関する調査です。ご多忙中のところ大変恐れ入りますが、本研究の趣旨をご理解の上、調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

研究方法・期間

本研究では、個人事業者等として働く方に対して貴事業所が行っている労働安全衛生に関する取り組みの内容について質問紙調査を行います(調査責任者 和田裕雄・順天堂大学教授)。

- 1) 調査期間:令和8年3月～令和8年4月
- 2) 調査対象:個人事業者等の方に仕事を発注している事業所および個人
- 3) 回答をお願いしたい方:個人事業者等への発注ご担当者など本調査票へ回答可能な方
- 4) 調査票にご記入の上、返送をお願いします。

調査票への回答には、約 30～40 分程度の時間を要するため、ご負担をおかけします。回答した方に謝礼はありません。回答されなくても、または後に回答を撤回されても、不利益はありません。

ご回答いただいた調査票は同封の返信用封筒にて令和8年4月末までにご投函下さい。

返信された回答用紙は、機密書類として責任をもって取り扱い保管します。なお、このデータは匿名化され、今回の研究以外にも、働く人々全般の労働安全衛生に関する研究や施策のために、他の研究者や行政機関に提供され、活用・二次利用されることがあります。

この研究は、国際医療福祉大学研究倫理審査委員会によって承認され(番号 25-TA-236)、同大学学長(鈴木康弘)の許可を受けて行われます。この研究の成果は、厚生労働科学研究成果データベース(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/>)のほか、学術論文や学会報告として公表されます。公表の際は、個人名や会社名はわからないようにします。研究責任者および研究機関(国際医療福祉大学、順天堂大学)はこの研究に関する利益相反はありません。

いただいた回答は、番号を付けた匿名データとして扱います。もし個人情報(氏名等)をいただいた場合は、この番号と個人情報の対応表は和田がカギのかかるキャビネットに保管し、他に知られることはないようにいたします。

本調査に関してご不明な点や質問(研究計画書、同意撤回文書の様式等の入手を含む)がある場合は、次頁の調査担当者までお問い合わせください。調査への参加に一旦同意されたものの、その後同意を撤回されなくなった場合は次頁の連絡先までお問い合わせください。同意撤回文書様式をお送りいたします。なお、回答者のご氏名がない場合は、撤回の手続きが取れませんのであらかじめご了解ください。

【お問い合わせ先】

<調査実施会社連絡先>株式会社 hamon

担当者 荒田、秋場

HP: <https://hamon-z.com/>

〒220-0004

神奈川県横浜市西区北幸 1-11-1水信ビル 7 階

Tel: 045 (900) 9255

<調査責任者連絡先> 順天堂大学 医学部 衛生学・公衆衛生学講座

担当者:久保田、伊藤、和田

〒113-8421

東京都文京区本郷 2-1-1

Tel: 03 (3813) 3111 内線 3532(久保田、伊藤)、内線 3535(和田)

以上の説明をお読みになり、調査に参加される方は、次の①～⑯の項目をご確認の上、SQ1 に進んでください。

- ① 研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けていること
- ② 研究機関の名称及び研究責任者の氏名
- ③ 研究の目的及び意義
- ④ 研究の方法及び期間
- ⑤ 研究対象者として選定された理由
- ⑥ 研究対象者に生ずる負担並びに予測されるリスク及び利益
- ⑦ 回答終了前は、回答を中断することによって同意の撤回となるが、撤回しても不利益な取扱いを受けないこと
- ⑧ 研究に関する情報公開の方法
- ⑨ 研究対象者等の求めに応じて、研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できること、またその入手又は閲覧の方法
- ⑩ 個人情報等の取扱い
- ⑪ 情報（データ）の保管及び廃棄の方法
- ⑫ 取得した情報について、現在では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性があること。また、どのような目的が想定されるか。
- ⑬ 研究の資金源その他の研究機関の研究に係る利益相反
- ⑭ 研究により得られた結果等の取扱い
- ⑮ 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応
- ⑯ 研究対象者に謝礼がないこと

選択する番号・記号を○で囲み、空欄には記入をお願いします。

SQ1. あなたは、今回の「個人事業者等の健康管理に関する実態把握に資する研究」について、前ページの①～⑯の項目について十分理解し納得の上、研究に参加することに同意しますか？ 同意した場合は、SQ2 以後に回答をお願いします。

【必須】

1. 回答することに同意する
2. 回答することに同意しない（ここで終了）

SQ2. 差し支えない方はお名前をご記入ください(任意)。なお、お名前を書いていた方には今後追加の調査ないしご回答をお願いする可能性があります。

ご氏名()
連絡先(住所:)
(Email:)
(電話:)

記入日 令和 8 年 月

貴事業所(営業所・支社)について、以下の質問にお答えください。

問 1. 貴事業所(営業所・支社)が所在する都道府県をご記載下さい。

所在地 (都道府県名:)

問 2. 差し支えなければ事業所名、連絡先を記入してください(任意)。

事業所名 ()

住所 ()

Email ()

電話番号 ()

事業所名を記入不可な方は記入せず問 3 へお進みください。

問 3. 貴事業者の属する業種は次のうち、どれですか。該当する番号を○で囲んでください。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 農業、林業 | 11. 不動産業、物品賃貸業 |
| 2. 漁業 | 12. 学術研究、専門・技術サービス業 |
| 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 | 13. 宿泊業、飲食サービス業 |
| 4. 建設業 | 14. 生活関連サービス業、娯楽業 |
| 5. 製造業 | 15. 教育、学習支援業 |
| 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 16. 医療、福祉 |
| 7. 情報通信業 | 17. 複合サービス事業 |
| 8. 運輸業、郵便業 | 18. サービス業(他に分類されないもの) |
| 9. 卸売業、小売業 | 19. 公務(他に分類されるものを除く) |
| 10. 金融業、保険業 | 20. 分類不能の産業 |

問 4. 貴事業者の経営形態を教えてください。(該当する番号に○をして下さい。)

- | | | |
|---------|--------------|--------------------|
| 1. 株式会社 | 3. 合名会社 | 5. 個人経営(個人事業) |
| 2. 有限会社 | 4. 合資会社・合同会社 | 6. その他 (例、学校法人等) |

問 5. 貴事業者の規模を教えてください。(該当するところを記入下さい。)

会社全体で従業員は約_____人 貴営業所・支社 _____人

問 6. 貴事業者の 2024 年度の法人全体の売り上げはどれくらいでしたか。該当する番号に○をして下さい。

- | | | |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 1. 500 万円未満 | 4. 2000～3999 万円 | 7. 2 億～4 億 9999 万円 |
| 2. 500～999 万円 | 5. 4000～7999 万円 | 8. 5 億～9 億 9999 万円 |
| 3. 1000～1999 万円 | 6. 8000 万～1 億 9999 万円 | 9. 10 億～99 億 9999 万円 |
| | | 10. 100 億円以上 |

個人事業者等とは以下の定義を満たす方です。

「事業を行う者のうち労働者を使用しない者、および中小企業の事業主または役員」

問 7. 貴事業所(営業所・支社)は過去 1 年間に、個人事業者等に注文する業務を発注した実績はありますか。
(複数部署ある場合は、代表的な一部署について回答ください。)

1. ある 2. ない(→こちらで回答終了です。)

↓

発注している場合は次ページの間 8 以降の質問にお答えください。発注していない場合は次ページ以降のご回答は不要です。

問 8. 内製化せず個人事業者等に発注する理由を教えてください。(複数回答可)

- | | |
|---|---|
| 1. 社内で人材を育成するのに時間がかかるため | 4 必要な雇用確保ができず、外部に頼らざるを得ないため |
| 2. 業務の発生頻度が多くなく、内製化するよりも外部に発注する方が経費を抑制できるため | 5. 求めているサービスを提供できる会社が無く、個人事業者等に頼らざるをえなかったため |
| 3. 業務に特殊な専門性が必要であるため | 6. その他() |

問 9. 個人事業者等の方に仕事を発注する場合の契約方法について、主要なものを回答してください。(複数回答可)

1.個人事業者等との直接契約

- | | |
|--|--|
| 2. 仲介事業者またはマッチングサービス、SNS 等のメディアを経由した直接契約
(請負・準委任契約) | (例:仲介事業者が、個人事業者等の方と発注者との間であっせんを行い、又はインターネットを介して直接仕事の受発注ができるサービスの提供を行った上で、個人事業者等の方が、発注者から仕事の注文を受け、成果物の納品などをするタイプ) |
| 3. 仲介事業者またはマッチングサービスを経由した再委託契約
(請負・準委任契約) | (例:仲介事業者が、発注者から業務の委託を受け、その業務に関する仕事を個人事業者等の方に再委託し、成果物等を取りまとめるなどして発注者に成果物の納品などをするタイプ) |
| 4. その他() | 契約方法の概要を記してください |

問 10. 貴事業所の発注先の個人事業者等の職業形態に最も当てはまるのはどれですか。

1. 専ら個人事業主
2. 特定企業・組織から雇用されていて、なおかつ個人事業主として副業している
3. 上記 1.2.の両方あり
4. わからない
5. それ以外()

問 11. 貴事業所と発注先の個人事業者等との関係は、以下のいずれが該当しますか。

1. 特定の個人事業者等に継続的に仕事を発注している。
2. 決まった個人事業者等と契約していることはなく、発注ごとに、契約相手を選定している。
3. 上記1及び2の両方ともある。

問 12. 直近 1 年で、貴事業所が仕事を発注した個人事業者等の方はおよそ何人ですか(延べ人数)。

1. 1～9 人 2. 10～49 人 3. 50 人以上

問 13. 貴事業所が個人事業者等の方に発注している仕事の内容を回答してください。(複数回答可)

1. 管理的業務(会社役員、会社管理職員(いわゆる管理職)で課長(課長相当職を含む)以上の者)
2. 専門的・技術的業務
 - ア.エンジニア・技術開発系
 - イ.クリエイティブ・Web・フォト系
 - ウ.出版・メディア系
 - エ.映像制作系
 - オ.コンサルティング系
 - カ.その他
3. 事務業務
4. 販売業務(営業・販売・小売など)
5. サービス業務
 - ア.飲食系
 - イ.ライフサポート系(ハウスキーパー、理美容、クリーニング職、ビル等管理人など)
 - ウ.介護サービス系
6. 保安業務
7. 農林漁場業務
8. 生産工程業務
9. 輸送・機械運転業務
10. 建設・採掘業務
 - ア.設計・デザイン
 - イ.設計監理・施工管理
 - ウ.建設作業
 - エ.採掘者
11. 運搬・清掃・包装等業務
 - ア.運搬・配送系(トラック、バン等の自動車使用)
 - イ.運搬・配送系(自転車、バイク、スクーターの使用)
 - ウ.上記以外の運搬
 - エ.清掃者
 - オ.包装等
12. 分類不能の業務

問 14. 貴事業所が個人事業者等の方に発注している仕事について、当該個人事業者等の主な作業場所について教えてください。

1. 特に作業場所は指定・提供していない(例えば、個人事業者等の自宅等)
2. 主に貴事業所が指定・提供した場所
3. 上記1及び2の両方とも同じ程度ある。

問 15. 貴事業所が個人事業者等に発注する仕事のうち、以下に該当するものはありますか。

(複数選択可)

1. ○時～○時までなど、就業時間を指定しているもの
2. 特定の就業日を指定しているもの
3. 業務に使用する道具、設備、材料などを指定又は貸与・提供しているもの
4. 該当するものはない

問 16. 個人事業者等に仕事を発注する際に、納期はどのように決めていますか。(複数回答可)

1. 発注時の予定価格の算定時等に見積もった業務時間を参考に決めている
2. 発注者側の業務のスケジュールの都合で決めている
3. 個人事業者等側と相談しながら決めている
4. 特定の日時限定の業務であり、納期物を求めている。
5. その他()
6. 納期はない

問 17. 貴事業所が個人事業者等の方に発注している仕事について、当該個人事業者等のおおむねの業務時間について把握していますか。

1. 貴事業所が業務時間を指定しており、把握できる。
2. 個人事業者等から業務時間等を聞いており、おおむね把握している。
3. 把握していない。

問 18

問 17 で 1, 2 を回答した方は、個人事業者等の 1 週間当たりの業務時間と件数を教えて下さい。

1. 20時間未満 (件)
2. 20時間以上30時間未満 (件)
3. 30時間以上40時間未満 (件)
4. 40時間以上60時間未満 (件)
5. 60時間以上80時間未満 (件)
6. 80時間以上100時間未満 (件)
7. 100時間以上 (件)

問 19-1. 貴事業所は主に夜間(22:00～翌 5:00)に行う仕事を個人事業者等の方に発注していますか。

1. はい
2. いいえ

問 19-2. 貴事業所は有害化学物質を扱う仕事や特殊健診が必要な仕事を個人事業者等に発注していますか。

1. はい
2. いいえ

個人事業者等の健康管理に関するガイドラインについて

問 20. 厚生労働省は 2024(令和6)年5月 28 日に「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を公表しました。この「ガイドライン」は、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すことを目的としています。同時に、リーフレット『個人事業者等の健康管理に関する ガイドライン』を策定しました」(以下「リーフレット」)を公表しています。あなた(貴事業所)は、この「ガイドライン」および「リーフレット」を知っていますか？ ひとつずつ選択してください。

「ガイドライン」の存在:

1. 知っている 2. 少し知っている 3. あまり知らない 4. 知らない

「ガイドライン」の内容:

1. 知っている 2. 少し知っている 3. あまり知らない 4. 知らない

「リーフレット」の存在:

1. 知っている 2. 少し知っている 3. あまり知らない 4. 知らない

「リーフレット」の内容:

1. 知っている 2. 少し知っている 3. あまり知らない 4. 知らない

以下は、「ガイドライン」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40367.html をご覧になり、参照しながら回答してください。



問 21. 「発注先の個人事業者等の方が下記の健康課題の対策を自ら行う必要がある」とガイドラインで述べていることを、貴事業所はご存知ですか。

①健康管理に関する意識の向上	1. 知っている	2. 知らない
②危険有害業務による健康障害リスクの理解	1. 知っている	2. 知らない
③定期的な健康診断の受診による健康管理	1. 知っている	2. 知らない
④長時間の就業による健康障害の防止	1. 知っている	2. 知らない
⑤メンタルヘルス不調の予防	1. 知っている	2. 知らない
⑥腰痛の防止	1. 知っている	2. 知らない
⑦情報機器作業における労働衛生管理	1. 知っている	2. 知らない
⑧適切な作業環境の確保	1. 知っている	2. 知らない
⑨注文者等が実施する健康障害防止措置への協力	1. 知っている	2. 知らない
⑩化学物質等に関するリスクアセスメントと特殊健診	1. 知っている	2. 知らない

問 22. 貴事業所が個人事業者等の方に業務を発注する場合、次にあげる各事項を実施することが求められることを把握されていますか。また、求められたことがありますか。

①長時間の就業による健康被害の防止

1. 実施の必要性は把握しているが、求められたことはない
2. 実施の必要性を把握しており、求められた内容にすべて対応した
3. 実施の必要性を把握しており、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
4. 実施の必要性は把握しているが、求められても対応しなかった
5. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたこともない
6. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたのですべて対応した
7. 実施の必要性を把握していなかったが、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
8. 実施の必要性を把握していなかったため、求められても対応しなかった
9. 該当しない(危険有害なまたは長期の業務または長時間労働等を要する業務を発注したことがない)

②メンタルヘルス不調の予防

1. 実施の必要性は把握しているが、求められたことはない
2. 実施の必要性を把握しており、求められた内容にすべて対応した
3. 実施の必要性を把握しており、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
4. 実施の必要性は把握しているが、求められても対応しなかった
5. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたこともない
6. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたのですべて対応した
7. 実施の必要性を把握していなかったが、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
8. 実施の必要性を把握していなかったため、求められても対応しなかった
9. 該当しない(危険有害なまたは長期の業務または長時間労働等を要する業務を発注したことがない)

③安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等

1. 実施の必要性は把握しているが、求められたことはない
2. 実施の必要性を把握しており、求められた内容にすべて対応した
3. 実施の必要性を把握しており、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
4. 実施の必要性は把握しているが、求められても対応しなかった
5. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたこともない
6. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたのですべて対応した
7. 実施の必要性を把握していなかったが、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
8. 実施の必要性を把握していなかったため、求められても対応しなかった
9. 該当しない(危険有害なまたは長期の業務または長時間労働等を要する業務を発注したことがない)

④健康診断の受診に要する費用の配慮

1. 実施の必要性は把握しているが、求められたことはない
2. 実施の必要性を把握しており、求められた内容にすべて対応した
3. 実施の必要性を把握しており、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
4. 実施の必要性は把握しているが、求められても対応しなかった
5. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたこともない
6. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたのですべて対応した
7. 実施の必要性を把握していなかったが、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
8. 実施の必要性を把握していなかったため、求められても対応しなかった
9. 該当しない(危険有害なまたは長期の業務または長時間労働等を要する業務を発注したことがない)

⑤作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

1. 実施の必要性は把握しているが、求められたことはない
2. 実施の必要性を把握しており、求められた内容にすべて対応した
3. 実施の必要性を把握しており、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
4. 実施の必要性は把握しているが、求められても対応しなかった
5. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたこともない
6. 実施の必要性を把握していなかったが、求められたのですべて対応した
7. 実施の必要性を把握していなかったが、求められた内容に応じて可能な範囲で一部対応した
8. 実施の必要性を把握していなかったため、求められても対応しなかった
9. 該当しない(危険有害なまたは長期の業務または長時間労働等を要する業務を発注したことがない)

問 23-1. 前問 22 で、①～⑤のいずれかの実施を個人事業者等から求められた方にお尋ねします。

求めてきた場合に以下のように対応したことがありますか。

1. その後発注を控えた
2. 今後、発注を控えたり、業務量が減る可能性があること等を伝えた
3. 発注しても受注してもらえなかった

- 4. 発注受注関係に変化はない
- 5. その他()

問 23-2. 問 22 で、①～⑤のいずれかの実施を、個人事業者等から求められた際に対応を行わなかった方にお尋ねします。対応を行わなかった理由は何ですか。(複数回答可)

- 1. 費用の観点
- 2. 法律上対応の義務がなかった
- 3. 会社の方針
- 4. その他 ()

(長時間就業による健康被害の防止)

問 24. 個人事業者等が長時間労働に至る無理な納期とならないよう、必要な配慮を行っていますか。(複数回答可)なお、「長時間」については、労働時間(休憩時間は除く。)が週 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超えることとします。

- 1. 配慮している
- 2. 配慮していない

1 と回答された事業所(複数回答可)

- 1. 短納期発注(週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等)を行わない
- 2. 発注後発注内容の変更を行わない
- 3. 短納期の大量発注を行わない
- 4. 発注が短期に集中しないよう、平準化を図っている
- 5. これまでの経験や予想される業務量を踏まえ、余裕を持った発注および納期の設定を行っている。
- 6. 発注前に納期や発注内容について個人事業者等と十分な協議を行ってから発注している。
- 7. 就業時間や業務量が特定される場合には、業務量の配分や待ち時間の抑制などの配慮を行っている。
- 8. その他()

問 25. 発注先の健康障害(長時間就業での疲労の蓄積等)を把握したことがありますか。

- 1. 把握したことがある
- 2. 把握したことはない

1 と回答された事業所

把握された際にどのような対応を行いましたか。(複数回答可)

- ① 医師の面接指導の機会を提供（発注者の貴事業所が費用等負担）
- ② 近隣の医療機関等の受診を勧奨（受診等費用は負担しなかった）
- ③ 納期や発注内容等の変更を行い、業務負担軽減を図った。（医師の面接指導等の機会や費用の提供までは行わなかった）
- ④ 発注者からの指示等はしていないが、個人事業者が自発的に医療機関の受診を行っており、その診断結果を聞いて、対応を行った。
- ⑤ 特段の対応は行っていない。

2と回答された事業所

現在の取組や今後の予定についてお聞かせください。

- ① 既に長時間就労が見込まれるすべての発注において個人事業者等に対して、医師の面接指導の機会の提供の予定があることや発注者が選定した医療機関等の案内を行う予定である。
- ② 今後、個人事業者等から長時間就労に伴う医師の面接指導等の申し出があれば、自社の労働者と同様に機会を提供する予定である（費用は発注者が負担する）。
- ③ 今後、個人事業者等の疲労の蓄積が見られれば、近隣の医療機関の受診を勧奨する予定である（費用は個人事業者等が負担）。
- ④ 個人事業者等から申し出があったとしても対応する予定はない。

（メンタルヘルス不調の予防）

問 26. 貴事業所では、医師・保健師等によるメンタルヘルス相談について、個人事業者等の方も対象としていますか。

1. 対象としている
2. 対象としていない

問 27. 貴事業所では、発注先の個人事業者等の方からハラスメント行為に関する相談を受ける窓口を設置していますか。

1. 相談を受ける窓口を設置し案内している
2. 相談を受ける窓口を設置しているが案内していない。
3. 設置していない

問 28. 貴事業所では、メンタルヘルス不調に関する相談機関や医療機関の紹介について、個人事業者の方も対象としていますか。

1. 対象としている
2. 対象としていない

(安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等)

問 29. 注文する仕事の安全衛生について危険有害業務の内容、当該業務による健康障害リスクや健康障害防止対策に関する情報提供をおこなっていますか

1. 全ての人にしている 2. 一部の人にしている 3. 全くしていない 4 該当しない(危険有害な業務を発注していない)

問 30. 注文する仕事の安全衛生について労働者であれば受講が必要となる特別教育や受講することが望ましい安全衛生教育に関する情報提供をおこなっていますか

1. 全ての人にしている 2. 一部の人にしている 3. 全くしていない 4 該当しない(危険有害な業務を発注していない)

→上記1、2を回答した方について、情報提供のみならず、個人事業者等の方に安全衛生教育を実施していますか。

1. 情報提供と合わせて実施している 2. 情報提供のみで実施していない

問 31. 注文する仕事の安全衛生について、法令に基づき(注 1)労働者の受診が必要となる特殊健康診断等や受診することが望ましい健康診断に関する情報提供をおこなっていますか

1. 全ての人にしている 2. 一部の人にしている 3. 全くしていない 4 該当しない(危険有害な業務を発注していない)

(注 1)労働安全衛生法第 66 条第2項に基づく健康診断、同条第3項に基づく歯科健康診断、じん肺法に基づくじん肺健康診断及びリスクアセスメント対象物健康診断をいう。以下同じ。

A.特殊健康診断等と同様の検査の受診に要する費用

問 32-A-1 発注先の個人事業者の以下の健康診断に要する費用を貴事業所が負担したことがある項目を選んでください。(複数回答可)

1. 危険有害業務に対する特殊健康診断の受診に要する費用
2. 危険有害業務に対する歯科健康診断の受診に要する費用
3. じん肺健康診断の受診に要する費用
4. リスクアセスメント対象物健康診断の受診に要する費用

5. その他()
6. ない

また、費用の配慮について答えてください。

1. 当該業務を発注したことがあり、費用の配慮をしたことがある →問 32-A-2 へ
2. 当該業務を発注しているが、個人事業者から申し出もなく、発注者から費用の配慮をしたことはない →問 32-A-4 へ
3. 個人事業者から配慮の申し出があったが、特に対応しなかった →問 32-A-3 へ
4. 当該業務を発注していない →問 32-B-1 へ

問 32-A-2 費用の配慮は、個人事業者からの申し出によるものですか？発注者自らが当該費用を請求するよう(または発注者が費用を負担して特定の医療機関を受診するよう)指示したものでしょうか

- ① 個人事業者からの申し出→問 32-A-3 へ、②発注者自らが当該費用を請求するよう指示→問 32-B-1 へ

問 32-A-3 「①個人事業者からの申し出」と回答した方にお尋ねします。申し出行為が理由となって、その後の当該個人事業者への発注に影響したことがありますか

1. 特に影響しない
 2. 発注を控えるようになった
 3. 発注そのものには影響はないが、信頼関係に悪影響はあった。
 4. その他 ()
- 全て問-32-B-1 へ

問 32-A-4 ガイドラインに基づき(注 2)個人事業者等の申し出より、当該個人事業者に対する特殊健康診断等の費用負担を理由に発注の打ち切りや業務量の減少等がありますか(または実際影響はありましたか)。あるいは、もしそのような申し出があれば、そう対応する見込みですか。

1. 不合理な要求でない限り、申し出を行う行為をもって特にその後の発注に影響することはない。
2. 申し出があった個人事業者への発注控えはありうる。(または、発注を控えるようになった)
3. 発注そのものには影響はないが、信頼関係に悪影響はありうる。(または、悪影響はあった)
4. その他 ()

(注 2)ガイドラインには「注文者は、労働者であれば特殊健康診断等が必要となる危険有害業務を個人事業者等に注文する場合には、個人事業者等が特殊健康診断等と同様の検査を受診するのに要する費用の全部又は一部を負担するよう配慮すること。」と記されている。

B. 一般健康診断と同様の検査の受診に要する費用

問 32-B-1 週 40 時間程度、1 年超の契約の発注を行なったことがありますか。ガイドラインに基づき(注 3)、その際の一般健診断の費用の配慮(費用負担もしくは、発注者が経費を負担する健診の受診案内)をしましたか？

(注 3)一般健康診断に相当する健康診断については、ガイドラインでは、「週 40 時間程度の業務を1年を超えて契約しているような場合には、注文者の事業継続の観点からも費用を負担することが望ましい」とされています。

1. 当該業務を発注したことがあり、費用の配慮をしたことがある →問 32-B-2 へ
2. 当該業務を発注したことがあるが、個人事業者から申し出もなく、発注者から費用の配慮をしたことはない →問 32-B-4 へ
3. 個人事業者から配慮の申し出があったが、特に対応しなかった →問 32-B-4 へ
4. 当該業務を発注していない →問 33-1 へ

問 32-B-2 費用の配慮は、個人事業者からの申し出によるものですか？ 貴事業所(発注者)が当該費用を請求するよう指示したものです(含、貴事業所(発注者)が費用を負担して医療機関へ受診勧奨した場合)

- ① 個人事業者からの申し出→問 32-B-3 へ、②発注者自らが当該費用を請求するよう指示→問 33-1 へ

問 32-B-3 「①個人事業者からの申し出」と回答した方にお尋ねします。その後の当該個人事業者への発注に影響がありましたか

1. 特に影響しない
2. 申し出があった個人事業者への発注は控えるようになった
3. 発注そのものには影響はないが、申し出があった個人事業者との信頼関係に悪影響はあった。
4. その他 ()

→全て問 33-1 へ

問 32-B-4 個人事業者等の、ガイドラインに基づく(注 4)申し出に対して、一般健康診断等の費用負担を理由に発注を打ち切ったり減らしたりしたことはありましたか。あるいは、もしそのような申し出があれば、そう対応する見込みですか。

1. 不合理な要求でない限り、申し出を行う行為をもって特にその後の発注に影響することはない。
2. 申し出があった個人事業者への発注控えはありうる。(または、申し出があった個人事

業者への発注は控えるようになった)

3. 発注そのものには影響はないが、申し出があった個人事業者との信頼関係に悪影響はありうる。(または、申し出があった個人事業者との信頼関係に悪影響はあった)

4. その他 ()

(注4)ガイドラインでは、「注文者が個人事業者等に注文する際又は注文後において、当該仕事に要する個人事業者等の作業時間が契約期間で平均して1週間につき 40 時間程度となることが見込まれ、かつ、期間が1年以上である契約又は一つの契約期間が1年に満たなくても、更新等により、繰り返し契約を締結し、各々の契約期間の終期と始期の間の短時日の間隔を含めて通算することで1年以上となる契約である場合には、当該個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を当該注文者にて負担することが望ましい。」としています。

貴事業所が発注先の個人事業者等の方の安全衛生対策(「従業員であれば事業者による義務となる」健康診断、ストレスチェックなど)に、1年間にかける費用についてお尋ねします。

問 33-1. 売り上げの何%までなら適切だと思いますか。(ひとつだけ選んでください)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 0.1 %未満 | 4. 1～2 %未満 |
| 2. 0.1～0.5 %未満 | 5. 2～5 %未満 |
| 3. 0.5～1 %未満 | 6. 5 %以上 |

問 33-2. 発注先の個人事業者等の方1人当たりいくらまでなら適切だと思いますか。病気の方のみでなく健康な方も含めた全個人事業者等の方についてです。(ひとつだけ選んでください)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 5,000 円未満 | 4. 2万円～5万円未満 |
| 2. 5000～1万円未満 | 5. 5万円以上 |
| 3. 1万円～2万円未満 | |

問 34. 貴事業所は発注先の個人事業者等(個人事業主)の方から、仕事に伴う健康障害や災害について相談されたことはありますか。

1. はい 2. いいえ

問 35. 貴事業所は発注先の個人事業者等の労働災害を把握していますか。

1. 把握する仕組みがある
2. 個人事業者等から報告があった場合のみ把握している

3. 特に把握していない
4. 把握する仕組みを作る予定がある

問 36. (前問 35 で 1 または 2 と回答した方へ) 貴事業所の発注先の個人事業者等の方は、発注した仕事に伴う災害(ケガなど)を経験したことがありますか? 該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 墜落・転落 | 10. 有害物との接触 |
| 2. 転倒 | 11. 感電 |
| 3. 激突 | 12. 爆発 |
| 4. 落下 | 13. 破裂 |
| 5. 崩壊・倒壊 | 14. 火災 |
| 6. 激突された | 15. 交通事故(道路) |
| 7. はさまれた・巻き込まれた | 16. その他() |
| 8. おぼれた | 17. 発注した仕事に伴う災害はない |
| 9. 高温・低温物との接触 | 18. 把握していない |

問 37. 貴事業所は発注先の個人事業者等の仕事に伴う、災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」したりした経験について把握していますか。

1. 把握する仕組みがある
2. 個人事業者等から報告があった場合のみ把握している
3. 特に把握していない
4. 把握する仕組みを作る予定がある

問 38. 貴事業所の発注先の個人事業者等の方から、過去1年間において、仕事に伴う災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」したりした経験について報告されたことはありましたか。また、どのような状態でそれが起こったか該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 物自体の欠陥(故障の未処理、整備不良等)
2. 防護措置、安全装置の欠陥(防護、安全装置がない、又は不完全)
3. 物の置き方、作業場所の欠陥(物の置き場所の不適切、建物の欠陥等)
4. 保護具、服装等の不備(保護具の使用を指定していない等)
5. 作業環境の欠陥(換気の欠陥、照明設備の欠陥、高温・低温等)
6. 第三者(物)による不安全な状態
7. 自然的不安定な状態(気象状態、自然の危険等)
8. 作業方法の不適(不適切な工具、機械装置の使用、手順の誤り等)
9. 犬、ハチなど動物・昆虫などによる脅威
10. 運転や運搬に伴う危険(自動車、バイク、自転車、フォークリフトなど)

- 11. その他()
- 12. ヒヤリ・ハット体験はなかった
- 13. 報告はなかった

問 39. 個人事業者等が加入できる「労災保険の特別加入制度」があることをご存じですか？

- 1. 知っている
- 2. 知らない

問 40. 前問 39 で「知っている」と回答された場合、そのことを個人事業者等に周知していますか？

- 1. 周知している
- 2. 周知していない

問 41. 個人事業者等の労働安全衛生の施策に向けて工夫していることがございましたら、御記載ください。

--

以上で質問は終了です。本調査へのご協力に感謝申し上げます。